



とうもう法人

題字 江森光龍先生



大泉かるたと小泉神社の大ケヤキ【大泉支部】

「大泉かるた」は、町発足四十五周年記念事業として刊行された小冊子『大泉かるた』を基に原画作成し、平成十六年度に郷土かるたとして完成しました。本かるたは、町民皆様が歴史や文化、産業、人物、自然などについて町を再発見し、郷土愛を深める目的で作成され、学校や地域活動などにおいて広く活用されてきました。そして、約二十年が経過し、令和六年に第二版の発行となりました。

「飛躍する町のシンボル大ケヤキ」

大泉かるたの「ひ」の札。町内には小泉神社境内のものを初めとして、立派なケヤキの大木がたくさんあります。これからも大泉町がケヤキのようにますます飛躍・発展することを願って、昭和五十七年に「町の木」に指定されました。

目次

税制改正に関する提言	2～8	随筆リレー	15
税務署コーナー	9～10	「シングルプレイヤーになるために」	
税務署職員紹介	11	県税務功労者表彰受賞	15
群馬県からのお知らせ	12	法人会・部会・支部の活動	16～17
税理士コーナー	13		
企業紹介	14		
「本田建設㈱」(大泉支部)			

とうもう法人 第157号

令和7年11月1日発行
(年4回 8月、11月は1日発行)
4月、1月は15日発行)

発行所 一般社団法人 東毛法人会
〒374-8640 館林市大手町10-1
館林商工会議所会館内
Tel. 0276-73-6811
Fax. 0276-73-6839
e-mail: tomo.hjk@alto.ocn.ne.jp
発行責任者 森戸利一
印刷 オーラ印刷有限会社
定価120円(年会費に含む)

社内で回覧しましょう

令和 8 年度 税制改正に関する提言 (要約)

令和 8 年度税制改正スローガン

- 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要
将来世代にツケを回さない仕組み作りを！
- 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、金融市場の動揺を招かない財政運営を！
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！

≪基本的な課題≫

I. 税・財政改革のあり方

世界が新型コロナウイルスの影響から脱した後、日本の社会経済も以前の情景に戻った。ただ、コロナ禍への緊急対応で政府が大規模な財政出動に踏み切ったことで、国と地方を合わせた長期債務残高は今年度末で1,300兆円を超え、国内総生産（GDP）の2.1倍の水準まで悪化する見通しだ。すでにコロナ禍前の段階で日本の債務残高は主要先進国の中で最悪の水準に達していたが、緊急的な財政出動を経てさらに財政事情が悪化したことに留意しなければならない。

石破茂政権が本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2025」（骨太の方針）によると、国と地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）を黒字転換する時期の目標について、昨年までは25年度としてきたが、これを25～26年度と幅を持たせて後退させた。目標年次が近づくたびに目標の先送りを繰り返している。また、政府は「経済・財政新生計画」において、2030年度まで引き続き経済再生と財政健全化を両立させることとした。今後は目標を後退させることなく、着実な実行が求められる。

ただ、7月の参院選後には、積極財政を求める野党の議席が大きく伸びたことで財政健全化に向けた取り組みが停滞するとの見方が浮上し、長期金利が上昇（債券価格は下落）して一時、17年ぶりの高値となる1.6％に達した。今後も金利の上昇が続けば、過去の借金の利払いなどに充てる国債費も増えて財政を圧迫しかねない。実際に英国では3年前、当時のトラス首相が国債等を財源とする大規模減税を表明したことで金融市場が動揺し、債券と為替、株式がトリプル安となる「トラス・ショック」が起

きた。日本でも「金利のある世界」に回帰した経済環境を考慮し、金融市場の動向も見据えた税・財政運営が欠かせない。

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳入・歳入の一体的改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けず、分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示した上で着実に改革を実行し、我が国財政の持続可能性を確保しなければならない。特に今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

日本銀行は昨年3月にマイナス金利政策を解除し、金利が引き上げられた。財務省の試算によれば、今後も金利上昇が続けば、将来的には税収増より国債の利払い費の方が増える事態が想定されている。経済の正常化が進んで金利が上昇すれば、国債の利払い費の増加は免れない。国債の信認が揺らげば、経済成長を阻害することなども考えられる。政府と日銀には健全な関係を構築し、金融市場の動揺を招かないような細心の政策運営を求めたい。

- (1) 参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされたが、社会保障と税の一体改革では「消費税率引き上げによる増収分を含む消費税収は、全て社会保障財源に充てる」とされており、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。このため、物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援

が必要な人に限定した給付措置が望ましい。
また、政府は物価高対策として、税収の上振れ分などを財源に国民1人当たり2万円の給付を検討しているが、これも本来は国民一律に支給するのではなく、高所得者を除くなど対象を限定すべきである。

- (2) 政府は「こども・子育て政策」として、2028年度までに総額3.6兆円を追加で予算計上することを決めている。この財源は歳出改革に加え、医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしているが、こうした支援金制度は社会保険料を少子化対策に充てる実質的な「隠れ増税」と言わざるを得ない。制度導入を主導した当時の岸田文雄首相は、賃上げや歳出改革などで社会保険料負担を抑制するため、「実質的な負担増はない」と説明した。しかし、持続的な賃上げがいつまで続くかは不透明である。先の通常国会では、少子化対策の財源に充てるとしていた「高額療養費制度」の自己負担上限の引き上げも見送られた。歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。
- (3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が歳出改革や決算剰余金の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。また、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置のうち、所得税については「いわゆる『103万円の壁』の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討する」こととしており、その実施時期は不透明である。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、着実に防衛力を強化するためにも安定財源の確保が重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。政府は我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革により、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。団塊の世代すべてが後期高齢者となり、令和6年度に約138兆円だった社会保障給付費は、高齢者人口がピークを迎える2040年には190兆円に達する見込みである。社会保障給付費が膨らむ中で持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を求めるとともに、「給付」も重点化・効率化することで可能な限り抑制する取り組みが欠かせない。

社会保障のあり方を巡っては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、負担の

公平性を確保する視点も重要である。このため、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においてもその能力に応じて一定の負担を求める応能負担の原則を確立し、幅広い理解を得る必要がある。

中小企業は物価高騰の中で物価上昇を上回る賃上げが求められ、厳しい経営を強いられている。さらに昨年10月から社会保険の適用範囲が拡大されたが、賃金要件は3年以内に、企業規模要件も10年かけて撤廃することとしている。中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

- (1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料の一部を勤務先が負担する場合、国が上限を設けて助成する仕組みが設けられた。また、「130万円の壁」に対しては、繁忙期の残業等により収入が一時的に増えた場合、事業主の証明により引き続き被扶養者認定されることとなっている。一方、新たに厚生年金に加入する人の「保険料負担軽減措置」として、年収151万円未満の従業員に対しては労使折半となっている保険料について、企業側がより多く負担できる仕組みが検討されており、多く支払った企業はその分を全額支援される助成措置を講じることとしている。ただ、いずれも一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。

- (2) 公的年金については5年に一度の年金財政の検証を踏まえ、厚生年金の積立金を財源に充当する基礎年金の底上げが検討されている。基礎年金はマクロ経済スライドの適用などに伴い、将来的には受給額が最大3割減少すると見込まれており、高齢単身女性などへの低年金対策と位置付けられている。実際には今回の年金財政の検証を踏まえて実施の可否を判断する方針だが、厚生年金加入者からは「積立金の流用だ」とする批判も出ているほか、基礎年金の底上げはその半分を拠出している国庫負担の増加も見込まれる。いずれにしても抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、省庁間の壁を取り払い、与野党が一体となって幅広く議論する必要がある。

- (3) 少子化対策については、現金給付よりも保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。高校授業料の無償化も所得制限が撤廃される

こととなったが、これは国会審議で予算を成立させるため、少数与党が野党の要求を受け入れて急遽決定したものである。このため、高校授業料無償化に伴う影響評価や財源が担保されているとは言えない。公平性の観点からも課題を残しており、与野党による精緻な議論を求めたい。

- (4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める必要がある。また、社会保障給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリック（後発医薬品）の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。
- (5) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者ともにメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については今後、高齢者の増加に伴って給付の増加も見込まれており、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など厳格な運用が求められる。

3. 行政改革の徹底等

政治資金の問題については、政治資金規正法の見直しが行われたものの、依然として国民の政治に対する不信感は解消されていない。また、こうした政治家の不祥事は、国民の納税意欲を著しく阻害することになりかねない。政治資金に関する透明性の向上や使途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。水膨れが指摘されている各種の政府基金については、中長期的な政策課題などに対応するために予算計上された資金を貯めておき、複数年度にわたって支出する仕組みとしている。現在も半導体や宇宙分野などの基金には多額の予算が拠出されているが、これらの基金に充てられる予算の使途や事業運営には監視の目が行き届かず、政策効果の検証も疎かになりがちである。政府は基金に計上する予算は費用の3年分を目途とし、追加する場合は事業の成果を確認するとのルールを設けた。こうしたルールの徹底を図りながら、長年にわたって使われない基金の余剰資金は国庫に返納するなど、適正な基金運用に努めるべきである。

国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削って行政改革を推進しなければならない。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。また、調査研究広報滞在費（旧文通費）や政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員配置と、能力を重視した賃金体系の導入などによる人件費の抑制。
- (3) 「第2の予算」とも呼ばれる特別会計と各省市が管轄する独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 官業に対してPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを確立し、事業のチェック等を継続的に実施することを求める。また、積極的に民間活力を導入した民需主導の自律的な経済成長。

4. マイナンバー制度について

行政のデジタル化を推進する社会インフラであるマイナンバーは、国や地方自治体によるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の基盤ともなる。マイナンバーカードの保有率は令和7年7月現在で79.2%まで高まったが、マイナンバーカードと健康保険証を組み合わせたマイナ保険証の利用率は同年6月現在で30.64%にとどまるなど、国民や事業者がマイナンバー制度を正しく理解し、積極的に活用しているとは言い難いのが現状である。政府は引き続きマイナンバー制度の意義を周知するとともに、行政事務のコストカットに資する等、その具体的な効用を国民や事業者に明示するなどして、マイナンバーカードの利用拡大を促す必要がある。

マイナンバーカードの利便性を高めるためには、各種行政サービスの手続きをワンストップ化することが重要である。国税電子申告「e-Tax」や地方税電子申告「eLTAX」を利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きを簡略化すれば、マイナンバーカードの普及にもつながる。また、令和7年3月からは運転免許証との一体化が始まった。マイナ免許証にすることで更新手数料等が割安になったり、住所等変更手続きの負担が軽減されたりする等のメリットがある。

なお、マイナンバーカードと電子認証にはそれぞれ異なる有効期限が設定されており、行政窓口で更新手続きをする必要がある。こうした点の周知は不足している。国民の幅広い利用を促進するためにも周知徹底を図りながら、更新手続きの簡略化も進めなければならない。

社会保障と税、災害対策に限定していた利用範囲は、マイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、どこまで広げるかは今後の重要な課題である。すでに年金や給付金などの公金の受け取り口座としてマイナンバーと銀行口座を紐付ける取り組みも進んでいるが、これを拡大して世帯所得を把握することができるようになれば、例えば経済対策で支

援が必要な困窮世帯に限定して現金を給付する措置を講じるなどの効率化も可能となる。世帯間の公平性を確保する観点からも、そうした実効的な取り組みに向けて国民的な議論を喚起してもらいたい。

さらに、官・民を含めて個人情報の漏洩や第三者による悪用を防ぎ、プライバシー保護等の徹底を図り、マイナンバー制度の適切な運用が担保される措置を着実に講じることで、国民の不安払拭に努める必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①少子高齢化や人口減少社会の急進展②デジタル化や働き方の多様化③グローバル競争とそれがもたらす所得格差の拡大など、経済・社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点を踏まえ、経済の持続的成長と雇用の創出に向けて税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

新型コロナウイルス禍の影響から脱し、日本経済は正常化に向けて歩み始めているが、地域経済と雇用を支える役割を担う中小企業の経営環境は依然として厳しい状況にある。全国的に人手不足が深刻化する中で着実な賃上げを求められており、今年の春闘の中小企業における賃上げ率は昨年を上回った。最低賃金もここ数年、大幅に引き上げられる傾向が続いている。すでに中小企業の労働分配率は大企業に比べて相当高い水準に達しており、政府が目標に掲げるような物価上昇を上回る賃上げを継続し、賃上げ原資を確保するためには生産性の向上などに資する政策的な支援に加え、原材料費や光熱費、そして人件費を含めたコストの適正な価格転嫁を促すなど、取引環境の整備が不可欠である。

先の通常国会では約20年ぶりに下請法が抜本的に改正され、来年1月から「中小受託取引適正化法」が施行される。改正法では発注事業者が取引先の下請け企業と協議せず、一方的にコストを無視した取引価格を決めることが禁止された。これまでも低い対価を押しつける「買ったたき行為」は禁じられていたが、その実効性をさらに高める狙いがある。改正法の趣旨を徹底するためには、公正取引委員会や中小企業庁など当局が連携し、取引状況などを厳しく監視することが必要である。中小企業の資金繰りを圧迫する要因ともなっていた約束手形による支払いも禁止された。政府は26年に約束手形の廃止を目指しており、適切な運用が求められる。

人手不足や継続的な賃上げなど中小企業が抱える構造的な課題を解決するためには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そうした改革に取り組むた

めには、新たな付加価値の創出につながるような支援策も必要である。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、中小企業が保有する独自の技術やサービスを引き継ぎ、地域のサプライチェーン（供給網）機能を維持するため、それぞれの事情に応じたきめ細かな事業承継を後押しする必要がある。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の重要な担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占める大きな存在である。そうした企業が将来にわたって存続し、存在感を発揮し続けるためには、中小企業の活性化が不可欠である。地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元氣を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

令和8年度より防衛特別法人税が実施される。また、米国のトランプ関税が日本経済に対してどのような影響を与えるかを慎重に見定める必要がある。そして近年、大法人に適用される法人税率の引き上げを検討する動きもあるが、不透明な経済情勢等に鑑み、慎重に議論することが求められる。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字中小企業の平均所得を踏まえて1,600万円程度に引き上げること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充したうえで本則化すること。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、中小企業の厳しい経営環境を踏まえ「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。

- ③ なお、スタートアップは経済活性化の担い手として位置づけられており、既存中小企業との提携は事業成長にもつながることとなる。スタートアップのための、きめ細やかな財政・税制支援が必要である。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処することを求める。なお、「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。

(5) 償却資産に対する課税の見直し

固定資産税における償却資産に対する課税は、企業の設備投資意欲を阻害する要因ともなっていることから、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含めて抜本的に見直すこと。

(6) 中小企業の事務負担軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化対応に加え、定額減税や所得税の改正により、源泉徴収事務や年末調整事務が毎年見直されるなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強固ではない中小企業にとって、重い負担となっていることを政府は強く認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業にDX（デジタル・トランスフォーメーション）推進を促す支援を求める。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相続税の負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができなければ、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

欧州主要国の事業承継税制は、一定の要件を満たすことを前提に事業用資産の評価減を認めるという制度となっている。我が国の事業承継税制は、あくまで納税を猶予（先延ばし）するだけの限定的な措置にとどまっており、本格的な事業承継税制の創設が必要である。とくに、事業継続に資する相続について

は、事業従事を条件として他の一般資産とは切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める。

なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は（2）取引相場のない株式の評価（3）相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が高くなり、結果として税負担が不相当に増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。この度、会計検査院は国税庁に対し、相続等により取得した取引相場のない株式等の評価制度のあり方について、検討を求める所見を示した。その評価制度を見直すにあたっては、取引相場のない株式は上場株式と異なり、換金性に乏しい点なども総合的に考慮する必要がある。

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画を提出しているものの、まだ事業承継を行っていないと思われる企業が多くある。政府は、制度の検証を行う必要がある。また、特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。

なお、期限が延長されないのであれば、これまでの一般措置は使い勝手が悪く適用件数が低調であることを踏まえ、一般措置の適用要件（対象株数、納税猶予割合、雇用確保要件等）を大幅に緩和すること。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保などの観点から問題が多い。このため、法人会としてはかねてより単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であると指摘してきた。

インボイス制度についても、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されたりするなどの理由によって休廃業に追い込まれることのないよう、「区分記載請求書等保存方式」を当面維持する等、弾力的に対応することを求めてきた。

政府は軽減税率制度とインボイス制度について国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある、問題があれば廃止を含めて制度を見直す必要がある。

- (1) インボイス制度が導入されたが、国は引き続き、事業者混乱が生じないように制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が不可欠である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策を講じるべきである。
- (2) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。
- (3) また、小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）について、適用期限は令和8年9月末日までとなっているが、小規模事業者等における消費税事務が定着するまで当面の間、延長すること。
- (4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面において、さらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ. 地方のあり方

総務省が発表した令和6年10月時点の人口推計によれば、我が国の総人口は1億2,380万2千人と前年に比べて55万人減り、14年連続で減少を記録している。しかし、都道府県別の人口動向を見ると、コロナ禍の影響を脱した東京都の人口は、他地域からの人口流入によって3年連続で増加して約1,417万人となった。都道府県単位で前年よりも人口が増えたのは東京都と埼玉県だけにとどまり、地方を中心に人口減少が進んでいるのが現状である。

本格的な人口減少社会に突入する我が国では、地方における社会機能の維持・確保が不可欠である。こうした中では周辺の自治体が広域連合を形成し、インフラの共同管理や補修に取り組むなど、これまでの自治体単位の仕組みにとらわれない地方社会の構築が問われよう。同時に国と地方の役割分担も見直し、財政や行政の効率化を図っていく必要がある。

地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中の是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を練り上げ、民間主体の創意工夫を駆使す

ることで新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ、地方独自の真の活性化にはつながらないと考えるべきである。

- (1) 政府は地方創生についての基本構想「地方創生2.0」を本年6月にとりまとめ、10年後に目指す姿として、定量的な目標が盛り込まれた。将来、本格的に人口が減少することを見据え、社会機能を維持するための実効性のある対策を検討すべきである。地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進するとともに、地元の特性に根差した技術の活用や地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成、地元商店街の活性化等、実効性のある改革を実行する必要がある。中小企業の事業承継は地方創生戦略との観点からも重要だと認識すべきである。
- (2) 地方自治体は、広域行政による効率化について検討すべきである。特に激甚化する最近の自然災害については、その被災地も広域化する傾向にある。こうした中で小規模な個別の自治体による災害対応には限界がある。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図り、財政基盤の強化につなげながら行政能力の向上に資する施策を求める。
- (3) ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。

Ⅳ. 震災復興等

東日本大震災からの復興については、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対して実効性のある措置を講じるよう求める。

また、最近では能登半島地震をはじめ、大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

日本は災害立国であり、近い将来には南海トラフ

地震や首都直下地震が高い確率で発生することも予想されている。そうした災害で中小企業が長期にわたって事業中断を余儀なくされたり、廃業に追い込まれたりすれば、地域経済だけでなく、サプライチェーンの機能不全を招くなど、我が国経済全体に深刻な影響を及ぼしかねない。政府と自治体は自然災害等の緊急事態に備える企業の危機管理として、BCP（事業継続計画）の策定をさらに促すため、税財政を通じた支援を強化する必要がある。

V. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上や事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人の道府県民税や市町村民税、法人事業税の申告納税手続きは、地方消費税の執行と同様に一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題への対応

政府は2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指しており、その中間に位置する2030年に温室効果ガスの排出量を「46%削減（13年度比）する」との目標を国際公約として掲げている。

令和5年5月にはGX推進法が成立し、「GX経済移行債」を発行して脱炭素に向けた民間投資を進めるとともに、その償還財源として二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求める「カーボンプライシング」が導入された。

地球温暖化対策は先進国や途上国など世界共通の重要な課題であるが、その費用負担についても冷静に見極める必要がある。特にエネルギー転換には多額の設備投資が必要となり、中小企業にとって負担は重い。政府はカーボンプライシング導入の政策効果のほか、家庭や企業におけるエネルギー価格の負担のあり方等について今後、継続的に検証する必要がある。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に提供する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割について、必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

関東信越税理士会館林支部所属・税理士

野澤 治夫	0276-73-2801	館林市	久保田 竜矢	0276-63-6333	大泉町	松村 志ず枝	0276-45-2936	太田市
早川 勉	〃 72-7430	〃	久保田 昌弘	〃 62-1190	〃	茂木 真和	〃 60-5500	〃
半田 恵子	〃 73-4718	〃	前林 松広	〃 45-1411	太田市	茂木 正己	〃 52-0364	〃
松本 哲英	〃 50-1805	〃	眞下 勘久	〃 55-8222	〃	柳 孝司	〃 31-7115	〃
丸岡 茂樹	〃 74-9887	〃	増田 孝志	〃 30-4110	〃	柳澤 祐介	〃 46-2611	〃

電子申告で効率UP! 国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告を
するとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

法人会

イータックス



税 務 署 コ ー ナ ー

イー ネン チョフ
いいね!! e-年調

年末調整手続の電子化で業務の効率化

年末調整手続の電子化とは・・・

1. 従業員が控除証明書等をデータで取得し、これを利用して年末調整に関する申告書をデータで作成
2. 勤務先が従業員から年末調整に関する申告書及び控除証明書等のデータ提供を受け、このデータを利用して年税額を計算

「年末調整手続の電子化」に必要な準備に関するパンフレットやQ&Aは、こちらをご覧ください。



国税庁では、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(年調ソフト)を無償で提供しています。



年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与の支払者）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！ ② 控除額や添付書類のチェックが簡単！ ③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！ ④ 書類の保管場所も不要！	① 手書きでの書類作成が不要！ ② 控除額はソフトが自動計算！ ③ テレワーク中の従業員も提出可能！ ④ マイナポータル連携を利用すれば、 保険料等の控除証明書等をまとめて取得可能！

従業員による3ステップ



※ 控除証明書等は、その控除証明書等の発行主体(保険会社等)から取得してください。
 なお、マイナポータル連携を利用することで、控除証明書等のデータを一括取得できます。

マイナポータル連携を行うための事前準備については、こちらをご確認ください。



※ マイナポータル連携を利用するためには、マイナンバーカードが必要です。
 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

マイナンバーカードの有効期限や更新手続等の詳細は、こちらをご確認ください。



年末調整に対応！

所得税の基礎控除の見直し等に係る説明会

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。これらの改正により、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。本改正について、源泉徴収義務者の皆様に理解を深めていただき、必要な準備を進めていただくため、説明会を開催しますので、参加を希望される方は電話による事前予約の上、ご参加ください。

【説明会の主な内容】

DVD 上映を中心に本改正の概要等を説明

※「所得税の基礎控除の見直し等に関する特設サイト」においても DVD と同じ内容の動画を配信（令和7年10月中旬以降）しますので、パソコンやスマートフォンでもご覧いただけます。

【説明会の日程】

開催日時	開催場所	定員
令和7年11月17日（月） 午前の部 10時00分～11時30分 午後の部 14時00分～15時30分	館林税務署 3階会議室 （館林市仲町 11 番 12 号）	各 30 名 【事前予約制】 （申込期限：11月14日）
令和7年11月18日（火） 午前の部 10時00分～11時30分 午後の部 14時00分～15時30分		

○【事前予約連絡先】

館林税務署法人課税第一部門 TEL0276-72-9539（源泉所得税担当直通）

○ 会場の駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

給与支払者向け所得税の基礎控除の見直し等に関する一般的なご質問やご相談はコールセンターで受け付けています。

【専用ダイヤル】0570-02-4562

【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

本改正に関する情報は、国税庁ホームページの「所得税の基礎控除の見直し等に関する特設サイト」をご覧ください。

掲載情報については、随時最新情報に更新しています。

【特設サイトへ】



税務署職員紹介

①出身地 ②前任 ③趣味・特技 ④一言コメント

法人課税第一部門 統括国税調査官



神田 勝（カンダ マサル）氏

- ①新潟県新潟市
- ②古河税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
- ③映画鑑賞
- ④館林は、初めての勤務となります。どうぞよろしくお願いします。

東毛法人会 インターネットセミナー

セミナーは受けたいけど忙しくて時間が取れない…遠くまで出かけずに近くでセミナーを受けたい…受講したいと思えるセミナーが開催していない…継続的に研修ができるシステムが欲しい…このような会員の皆様のニーズにお応えするため、東毛法人会のホームページから様々なジャンルのセミナーが無料で受講できる専用サービスを提供しています。お好みのセミナーをパソコンやスマホ、タブレットから選んでいただき、クリックまたはタップするだけ。「じっくり聴きたい、あの人の講演」、「ちょっと知りたいあの言葉」、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。是非、ご活用ください。

 日本が誇る “きもの”文化(後編) 身近に楽しむ、未来へ繋ぐ。	 信頼を築き、 成果を出す！ 「傾聴力」と「質問力」	 経営者のための 「演じる」 コミュニケーション術
 AIで変わる 仕事の未来 営業の業務効率化と 売上アップの鍵	 11月上旬公開予定 「Canva」 実践講座 SNS投稿画像の作り方	 親が知るべき！ 子どものスマホ 安全ガイド
 戦後80年 日本経済の 軌跡と岐路	 日本一の玉露と 抹茶を楽しもう！ ～日本茶を飲んで、もっと健康に！～	 公開期限:25年10月31日 「勝ち筋」発見で 売上倍増！ マーケティング思考と AI活用

東毛法人会のホームページから無料で700タイトル以上のセミナーが視聴できます。

<http://www.gunma-hojinkai.jp/tomo/>

東毛法人会

検索

専用IDとパスワードを入れてログインしてください！！

ID・パスワードは

会員 ID : hj0817 パスワード : 6811



群馬県からのお知らせ

自動車税（種別割）の納税は

口座振替をご利用ください

納期限をうっかり忘れていても、自動的に納税できて安心です。

- ・納税の際、金融機関等へ足を運ぶ必要がありません。
- ・手続きは、申込ハガキを郵送するだけです。
申込ハガキは、行政県税事務所・市町村窓口・各金融機関窓口等にあります。
- ・一度申し込めば、毎年OK。自動車を買換えても振替は継続します。
- ・手数料も、必要ありません。

ぜひご検討ください！

口座振替制度の詳細は…

群馬県 口座振替

検索



《申込期限》

令和8年度からご利用される場合は、**令和8年2月27日必着**となるようポストへ投函してください。引落日は、納期限の6月1日になります。

STOP! 不正軽油

「不正軽油」は、脱税目的で作られる「偽物の軽油」です。

訪問、電話、FAX等で、不正軽油の売り込みを行う悪質な業者がいます。
著しく安い価格で軽油を販売しているなど、不審な業者にはご注意ください。

【不正軽油110番】 ☎ 027-231-2801

(前橋行政県税事務所 県税課 軽油引取税係)

なお、提供いただいた方の秘密は厳守します。

不正軽油
とは…

次のような情報がありましたら、迷わず「不正軽油110番」まで！

- 電話やFAXで軽油の売り込みがあったが、価格が不自然に安い。
- 潰れたスタンドにタンクローリーが出入りしている。・・・など

不正軽油
110番…

不正軽油について詳細は…

群馬県 不正軽油110番

検索





税 理 士 会 コーナー

関東信越税理士会館林支部副支部長 久保田昌弘



一般社団法人東毛法人会の皆様、いつも大変お世話になっております。早いもので今年もあと2か月となっていました。間もなく年末調整の時期がやってきますが、今年は基礎控除と給与所得控除の引き上げがありました関係で、年末調整事務が煩雑になることが予想されます。早目のご準備をお勧めいたします。

さて、今回のテーマは、普段あまり触れることのない印紙税を取り上げてみました。契約書や領収証でよく見ることが多いかと思いますが、注意点などをご紹介したいと思います。

1. 印紙税の対象となる文書とは

印紙税は文書に対して課税される税金です。

文書の有無と記載内容によって税額が決まるもので、課税されるのは、印紙税法で定められた「課税文書」に限られています。

(国税庁HP印紙税額一覧表を参照)

2. 誤りやすい・注意が必要な事例

①PDFや電子契約書は印紙不要

紙の文書に印紙税がかかるのに対し、電子契約書は非課税となります。従って、クラウド上で署名を行い、契約する場合は印紙不要なので、電子契約を進めれば節税にもなります。

ただし、紙に出力した場合は課税対象になる可能性がありますので注意が必要です。

②「土地の賃貸借契約書と建物の賃貸借契約書」

同じ賃貸借契約書でも土地の賃貸借契約書は印紙税の対象となるのに、建物の賃貸借契約書は対象となりません。

③金額が5万円未満の領収証、営業に関しない取引の領収証

個人が自宅を譲渡した場合などの領収証は印紙が不要となります。また、営業に関する領収証でも記載された金額が5万円未満なら、印紙を貼る必要がありません。

④継続取引の基本となる契約書

請負に関する契約書に該当するものであっても、営業者間において反復継続する取引の基本的な取引条件を定めるものは、第7号文書「継続的取引の基本となる契約書」(印紙税4000円)に該当

します。

⑤「見積書・納品書・請求書」について

基本的には非課税ですが、名称に限らず、「本状により契約成立」などの文言があれば、契約書とみなされ課税文書となります。

⑥「仮契約書・仮領収証」

印紙税は文書の作成の都度、課税されます。

一つの取引であっても仮契約書、仮領収書が作成された場合には、本契約書、本領収証作成時に加えて仮契約書・仮領収証作成時にも各々印紙が必要となります。

⑦「覚書・確認書・合意書」について

金額の記載や契約成立を示す内容がある場合、契約書と同様に扱われ、課税されます。

⑧契約書が「正本・副本」と2通ある場合、同じ内容の契約書を2通作成して、それぞれが署名・押印する場合は両方とも課税されます。

ただし、1通のみが原本で、他方が単なるコピーなら、コピーの方には印紙が不要です。

しかし、コピーに「原本と相違ありません」などと記載すると課税文書になります。

⑨印紙の貼り忘れ・消印忘れは税務調査で指摘の対象 貼り忘れは印紙税×3倍の過怠税になる可能性があります。(自主申出は1.1倍に軽減)

消印忘れは印紙税×2倍の過怠税が課せられます。

3. その他

印紙税は少額でも契約文書を数多く交わす企業様におかれましては積もれば大きなコストとなります。

印紙税の判断ミスはうっかりでも免れません。

故意でなくても税務調査等で課税されてしまいます。

文書について判断がつかないときは税理士や税務署に事前にご確認ください。

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。秘密を守ります。

● 関東信越税理士会館林支部

シリーズ

企 業 紹 介

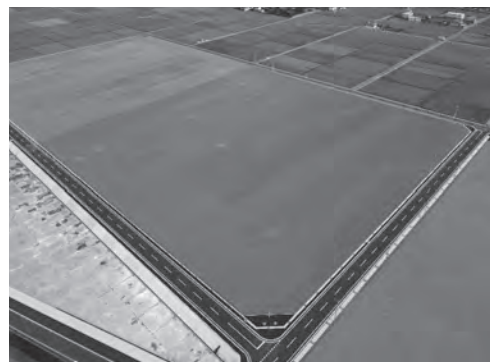
本田建設(株) 大泉支部

当社は昭和29年に創業し、地域に根ざした総合建設業として70年を超える歩みを刻んできました。現在、社員は約30名（男女比6：4、平均年齢42歳）で、官公庁から民間企業を顧客として、多様な建築、土木工事案件を幅広く手掛けております。建築では、工場、倉庫および商業施設、福祉施設等の新築、改修工事を手掛けております。土木では、地元の河川工事、橋梁・橋台工事、道路工事および上下水道工事等を手掛けております。このような、地域の人々の生活・経済活動の「基盤：インフラストラクチャー」を創る仕事をおこなっています。



建設業界は歴史のながい業界であるとともに、確固たる技術が確立され、災害から地域をまもり、基盤、住環境を創造する産業として歩み続けてきました。一方で、担い手不足という「人材」の課題に直面しています。そのような課題を乗り越えるために、建設会社各社は時代に沿った新たな試みに取り組んでいます。少ない人材でも効率化を図ることができるICT技術の導入であったり、多種多様な福利厚生の導入、年間休日・給与の増加などこれまでにない勢いで建設業界は大きく変化しはじめています。

わたしたちの会社でも上記に挙げた取り組みをはじめとして様々なチャレンジをおこなっているところです。また、「郷土といきる。」を起業理念として掲げ、自分たちがなんのために働いているか、会社はなんのために存在しているかという意義を明確化しながら社員全員で共有できるより良い環境づくりに努めています。例えば、インフラストラクチャーは人がいなくなったら成り立ちません。需要も発生しません。しかし、まだ我々の地域には防災、経済活性化を目的とした需要が少なからずあります。そのようななかでも、事業でしっかりと利益をあげて社員の報酬をアップし、地域の活性化に投資することがわたしたちの会社にとっての大切な役割であると思っています。そうすれば、若者が地域に残り、そして多くのこどもが生まれ、育つ環境をつくるのが、ひいては自分たちの本業の成長につながるものでもあります。そのようなことをしっかりと伝えられるようにしています。



業界として多くの課題がある状況下において、わたしたちは永きにわたり培かれた技術と信頼をもって今を守り、未来を創ることを通して、社員とその家族はもとより、郷土の人々が安全・安心に「しあわせにいきること」を届け続けていく事が最大の使命であると考えています。100年企業を目指し、これからも郷土とともに歩み続けていきます。

企 業 名：本田建設(株)
所 在 地：邑楽郡大泉町中央2丁目15-1
T E L：0276-62-3471
U R L：<https://honda-const.co.jp/>
設立年月日：昭和33年12月26日
代表取締役：本田敦久
事 業 内 容：建設業
従 業 員：30名

随筆リレー

「シングルプレイヤーになるために」

館林支部 藤 島 厚



皆さんはゴルフで「シングルプレイヤー」という言葉を聞いたことがありますか？

ゴルフをされる方なら一度は聞いたことがあり、ご存知の方も多いと思います。

シングルプレイヤーとは、自分の平均スコアに対してハンディキャップが1～9の一桁台となるゴルファーのことを指します。

私も今から23年前にシングルプレイヤーの仲間入りをしましたが、思い返しても大変だったことを覚えております。

ゴルフを始めたのは小学6年生頃、父親と一緒に近所の練習場へ行き見様見真似で始めたのがきっかけでした。中学生の時にはジュニア選手権も出場しましたが見事に予選落ちし、高校、社会人と全くゴルフをしなくなり家業を継ぐようになって、周囲との付き合いもあり再びゴルフを始めました。

子供の頃に基礎ができていたのか、感覚を取り戻すのにさほど時間はかかりませんでしたが、平均スコアは85程度で70台が出ることはめったにありませんでした。

そんな頃、ホームコースの月例で、20歳以上年上の方とラウンドすることになったのです。

私も当時、仲間内では飛距離も出て自信もあり、負けることはない和高を括っておりましたが、その方のプレーを見て愕然とさせられました。

20歳以上、年の差があるにも関わらず私より飛

距離が出て、セカンドショットからアプローチ、パター全てにおいて完璧で、ミスをしてもしっちりリカバリーして、どこからでもパーをとるようなゴルフをしていました。ラウンド終了後に成績表を見てわかった事ですが、その方はシングルプレイヤーでハンディキャップは「3」だったのです。

その方のプレーを間近で見たときにシングルプレイヤーは凄いと思い私もシングルプレイヤーになることを決意したのですが、そこからが大変で楽しく遊びでやっていたゴルフから一打一打が真剣勝負のゴルフに変わり、一番苦戦したのがアプローチでやればやるほど難しく奥が深いスポーツだと思いました。

シングルを目指し始めた時のハンディキャップが「13」でシングルプレイヤー「9」になるまでに毎日練習し毎月月例に出て費やした時間が5年ですから個人差があるにせよハンディキャップを一つ縮めるのが如何に難しいかが分かっていただけるかと思います。

最後に貴方がいつしかシングルプレイヤーになられたとき、一般アマチュアゴルファーのお手本となるよう技術面はもちろんの事、ルールやマナーを覚え初心者や中級アマチュアゴルファーに対して優しく接し尊敬されるゴルファーになっていただければ幸いです。

今回は、明和支部の福田光典さんにリレーいたします。

県税務功労者表彰受賞



本島克幸 氏(館林)



高橋嘉一郎 氏(太田)

県税を通じて県政の進展に寄与した功績をたたえるため、令和7年度群馬県税務功労者表彰式が、8月1日、群馬会館で行われ、東毛法人会から本島克幸理事と高橋嘉一郎理事が表彰されました。

誠におめでとうございます。

法人会・部会・支部の活動

理事会・初顔合わせ会を開催

9月5日(金)太田ナウリゾートホテル(太田市)において理事会を開催し、谷田川会長、仲北館林税務署長のあいさつをいただいた後、前期5か月の業務執行状況報告、今後の事業活動等について審議しました。理事会後の初顔合わせ会は、谷田川会長のあいさつ後、仲北税務署長、金澤副署長、永井国税調査官等が紹介され、法人会役員と和やかに交歓会が行われました。



谷田川会長

組織・厚生合同会議を開催

8月7日(木)太田グランドホテル(太田市)において、組織委員会(諏訪純一委員長)と厚生委員会(坂井勝委員長)との合同会議を開催いたしました。会議では、令和7年度会員増強運動実施計画、令和7年度福利厚生制度の推進について協議しました。



諏訪委員長



坂井委員長

研修委員会を開催

8月19日(火)太田商工会議所(太田市)において、研修委員会(岡田秀一委員長)を開催いたしました。会議では、決算期別税務研修会など令和7年度研修事業の実施について協議しました。



岡田委員長

五団体懇談会を開催

9月16日(火)太田グランドホテル(太田市)において、税務署・税理士会・金融機関・保険会社・法人会の五団体懇談会を開催しました。会員純増50社を目標とする「令和7年度会員増強実施計画」に基づき会員増強を推進するために、関係機関には、個別に資料を配付し加入奨励・退会防止活動への協力をお願いしました。



決算期別税務説明会・新設法人税務研修会

決算期を迎える会員企業を対象に、講師に館林税務署法人課税第一部門の永井国税調査官を迎え、9月9日(火)10日(水)に決算期別税務説明会、10月15日(水)に新設法人税務研修会を開催しました。



部会の活動

女性部会 女性セミナー開催

女性部会(春山裕美部会長)では、7月23日(水)太田商工会議所において、健康運動指導士の梶田万里子さんを講師に「アンチエイジングのための運動&栄養」と題して女性セミナーを開催しました。参加した皆さんは、アンチエイジングの手法や健康のための運動などの座学を行い、その後、ストレッチや音楽に合わせた運動で体を動かしてリフレッシュしました。



女性部会 タオルを寄贈

9月25日(木)女性部会では、公益法人の社会貢献事業として、会員のみなさまが持ち寄ったタオルを館林市社会福祉協議会、太田市社会福祉協議会へ各100本寄贈しました。



館林市社会福祉協議会

太田市社会福祉協議会

青年部会 租税教室を開催

青年部会(神谷晋太郎部会長)では、10月3日(金)板倉町立板倉中学校3年生を対象に「租税教室」を開催し、生徒たちと一緒に税の大切さを学びました。



講師: 藪之本監事

青年部会 親睦ボウリング大会

青年部会(神谷晋太郎部会長)では8月29日(金)ドリームスタジアム太田(太田市)において親睦ボウリング大会を開催し、神谷部会長による開会あいさつ・始球式に続いて、熱戦のなか親睦を深めました。



青年部会 支部部会長会議を開催

9月3日(水)CasualDining&Bar YOUNOTE(太田市)において支部部会長会議を開催しました。会議では、下期事業の日程等の調整について協議しました。

全国女性部会フォーラム(北海道大会)



9月18日(木)、札幌パークホテル(北海道札幌市)において第19回法人会全国女性フォーラム(北海道大会)が開催されました。

情報共有による法人会活動の更なる充実、活動などを目的に全国から1,600人が集まり、本会女性部会から春山裕美部会長・関根副部会長・長山監事・小川理事が出席しました。

女性部会 支部部会長会議を開催

9月25日(木)お食事処 朱鷺(館林市)において支部部会長会議を開催しました。会議では、下期事業の日程等の調整について協議しました。

法人会福利厚生制度のメリット

アフラックのがん保険・医療保険等にご契約の方^(*)は、

**保険料が割安な集団扱いへ
変更ができます！**

- 1 | 簡単な手続き**で変更ができます。
- 2 | 担当代理店の変更はありません。**
- 3 | 保障内容の変更はありません。**

*ご契約の保険種類は、がん保険、医療保険、休職保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

今すぐ、お問い合わせください！

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿 2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505